

安全対策

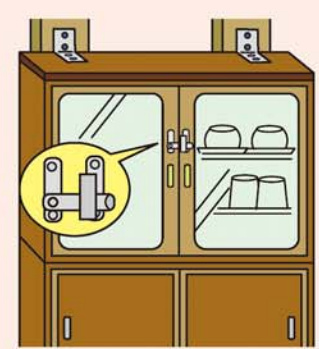
被害防止のために、日頃から対策を！

！ ガラスには飛散防止対策をしよう



戸棚のガラスや窓ガラスには飛散防止フィルムを張りましょう。

！ 食器棚からの飛び出し防止をしよう



L字金具などで固定し、棚板にはすべりにくい材質のシートやふきんなどを敷きましょう。また、観音開きの扉の食器棚等には開放防止金具を取り付けましょう。

！ 金具や突っ張り棒で家具を固定しよう



家具は、転倒防止のためL字金具で壁に固定するか、天井との間に突っ張り棒を入れて固定しましょう。本は重いものを下に、軽いものを上に置きましょう。

！ 落ちると危険なものは置かないようにしましょう



割れやすいものや重たいものを棚の上に置かないようにしましょう。

！ 照明器具は鎖と金具で固定しよう



鎖と金具を使って数箇所止めましょう。蛍光灯は蛍光管の両端を耐熱テープで止めておきましょう。

！ 火の周りの安全には十分に配慮しよう



ストーブの周りには燃えやすいものは置かないように日頃から注意しましょう。また、できるだけ耐震自動消火装置付きのものを使うようにしましょう。

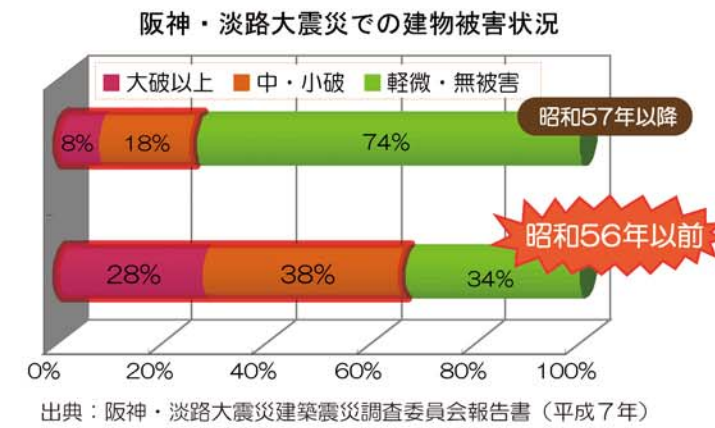
わが家の安全対策

地震災害に備えて、町・県及びその他の防災関係機関は様々な予防対策を行います。それだけでは地震の備えとしては万全ではありません。

地震による被害をできる限り少なくするために、町民の皆さん一人ひとりが、日頃から地震への対策を心がけておくことが大切です。

耐震診断・改修の重要性

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が失われました。このうち地震による直接的死者は5,502人であり、その約9割が住宅等の倒壊によるものでした。このときに被害を受けた建物の多くは昭和56年以前に建てられたものでした。



あなたの家は、大丈夫？

昭和56年以前の建物は、古い耐震基準に基づいており、耐震性が低く、揺れによって被害を受ける可能性があります。ほかにも壁の少ない建物も要注意です。

建物の安全性が気になる方は、専門家による耐震診断を受けましょう。

簡易診断・耐震工事補助事業

■ ■ ■ ■ ■ まずは、無料の耐震診断から !! ■ ■ ■ ■ ■

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、古い建築基準で建てられた建物の倒壊等により多くの犠牲者が出たことを踏まえ、下諏訪町では、木造住宅の無料耐震診断を実施しています。簡易耐震診断の対象となる住宅は、以下の全てに該当する住宅です。

- 昭和56年5月31日以前に建築工事を着手した木造住宅
- 在来工法で階数が2階以上の住宅（ツーバイフォー工法や非木造の住宅は含まれません）

簡易耐震診断のお問い合わせ先

下諏訪町役場 建設水道課 都市整備係

TEL：0266-27-1111 FAX：0266-28-1070 E-Mail：tokei@town.shimosuwa.lg.jp



診断の結果、耐震改修が必要となる住宅に関しては、耐震改修を行うことをおすすめします。

耐震改修補助事業

下諏訪町では、町民の皆さんが、町内の施工業者を利用して行う耐震や改修の工事に要する費用を補助する制度があります。補助を受けるには、一定の要件を満たし、町に申請を行う必要があります。

補助対象工事

住宅改修審査会で認められた工事で、その工事に要する経費が50万円以上で、年度内に完了するものです。施工業者は町内業者に限ります。

補助金額

補助対象工事に要する経費の100分の5に相当する金額で、10万円を限度とします。

※ここでいう「耐震」とは、現在の家屋等をより強固にすることをいいます。
※産業廃棄物処理費を含みます。
※設計が必要な場合はその費用も含みます。

住宅の改修及び耐震工事のお問い合わせ先

下諏訪町役場 産業振興課 商工観光係

TEL：0266-27-1111 FAX：0266-28-1070 E-Mail：shoukan@town.shimosuwa.lg.jp

